

参考資料1(4-I-1関係)

| 対象用途 |  | 協議対象公共的建築物<br>対象規模(床面積の合計)           |
|------|--|--------------------------------------|
| 1    | 学校等施設<br>①学校(学校教育法(昭和22年法律第二十六号)に基づくもの)<br>②その他これらに類する施設   | すべての施設                               |
| 2    | 医療等施設<br>①病院または診療所<br>②助産所<br>③施術所<br>④薬局(医療品の販売業を併せ行うものを除く。)  | すべての施設                               |
| 3    | 興行施設<br>①劇場、観覧場、映画館または演芸場<br>②その他これらに類する施設   | すべての施設                               |
| 4    | 集会施設<br>①集会場(冠婚葬祭施設を含む。)<br>②公会堂<br>③公民館<br>④その他これらに類する施設  | すべての施設                               |
| 5    | 展示施設等<br>①展示場<br>②その他これらに類する施設   | すべての施設                               |
| 6    | 物品販売業を営む店舗等<br>①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗<br>②卸売市場   | すべての施設                               |
| 7    | 宿泊施設<br>①ホテルまたは旅館<br>②その他これらに類する施設   | すべての施設                               |
| 8    | 事務所<br>①保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署<br>②事務所(他の施設に付属するものを除く。)  | すべての施設<br>500㎡以上                     |
| 9    | 共同住宅等<br>①共同住宅、寄宿舎または下宿<br>②その他これらに類する施設   | 1,000㎡以上                             |
| 10   | 福祉施設<br>①老人ホーム、保育所、福祉ホーム<br>その他これらに類するもの<br>②老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター<br>その他これらに類するもの                                     | すべての施設                               |
| 11   | 運動施設<br>または<br>遊技場等<br>①体育館、水泳場、ポーリング場または遊技場<br>②その他これらに類する施設  | すべての施設<br>ただしポーリング場および遊技場は<br>300㎡以上 |
| 12   | 文化施設<br>①博物館、美術館または図書館<br>②その他これらに類する施設  | すべての施設                               |
| 13   | 公衆浴場<br>公衆浴場   | すべての施設                               |
| 14   | 飲食店等<br>①飲食店<br>②キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの   | すべての施設<br>300㎡以上                     |
| 15   | サービス店舗等<br>①郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、<br>貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗<br>②一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所                         | すべての施設                               |
| 16   | 工業施設<br>①工場(自動車修理工場を除く)<br>②その他これらに類する施設   | 1,000㎡以上                             |
| 17   | 車両の停車場または船舶<br>もしくは航空機の発着場<br>を構成する建築物で旅客<br>の乗降または待合いの用<br>に供するもの<br>車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を<br>構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの | すべての施設                               |
| 18   | 自動車<br>関連施設<br>①自動車の停留または駐車のための施設<br>②自動車修理工場<br>③自動車洗車場<br>④給油取扱所<br>⑤自動車教習所  | 500㎡以上<br>200㎡以上<br>200㎡以上<br>すべての施設 |
| 19   | 公衆便所<br>公衆便所   | すべての施設                               |
| 20   | 公共用歩廊<br>公共用歩廊   | 1,000㎡以上                             |
| 21   | 地下街<br>①地下街<br>②その他これらに類する施設   | 1,000㎡以上                             |
| 22   | 複合施設<br>1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物  | 1,000㎡以上                             |